



平成 29 年 9 月 30 日  
千葉県税理士会  
千葉西支部  
支部長 福田 繁 男  
〒275-0016 習志野市津田沼 4-11-14  
習志野商工会議所会館 2 階  
電話 047-455-8200  
F A X 047-452-1200

「 資質向上と社会貢献 」

(題字及びテーマは支部長)

正会員 240 名 (うち税理士法人 9) 準会員 1 名 計 241 名

## 支部親睦旅行



平成 29 年 7 月 9 日 (日) 千葉県税理士会 千葉西支部親睦旅行  
牛久大仏



平成 29 年 7 月 10 日 (月) 千葉県税理士会 千葉西支部親睦旅行  
袋田の滝



# 着任のご挨拶

千葉西税務署長 佐伯 章二

涼秋の候、千葉県税理士会千葉西支部会員の皆様におかれましては、益々の御清栄のこととお慶び申し上げます。

本年7月の人事異動で、東京国税局総務部事務管理第三課長から参りました佐伯でございます。前任の深澤署長同様、御厚情を賜りますようよろしくお願いいたします。

福田支部長をはじめ役員並びに会員の皆様には、「税を考える週間」や「確定申告」の時期を中心に各種広報施策や「税の無料相談」、更には、「租税教室」への講師派遣などの税の啓蒙活動、e-Tax の利用拡大へのご協力など、様々な取組を通じて多くのご支援をいただいております、厚く御礼申し上げます。

さて、マイナンバー制度については、本年1月

から、所得税確定申告書や法定調書等の税務関係書類への番号記載が本格化しましたが、おかげさまで、納税者の皆様にも一定の理解を得られたと認識しております。これもひとえに、税理士会の皆様が、当局と共に、その周知・広報にご協力いただいたおかげであると思っております。今後も、マイナンバー制度の一層の定着を図るため、税理士会の皆様との連携・協調を図りながら、あらゆる機会を通じて、積極的な周知・広報に取り組んでいきたいと思っております。

結びに当たりまして、千葉県税理士会千葉西支部の益々の御発展と会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

## 千葉西税務署 定期人事異動による転出・転入者名簿

転 出 等		職 名	転 入 等	
氏 名	発 令 事 項		氏 名	前 任 部 署
深澤 英雄	退職	署 長	佐伯 章二	局・事務管理第三課・課長
田 仲 正之	長官官房・東京派遣・監察官	副 署 長 ( 総 )	高津 一昭	葛飾・資産・指定特官
沼口 秀樹	江戸川南・総務・副署長	総 務 課 長	高田 勝則	江東西・総務・課長
本園 俊祐	局徴収・管理運営・管理監査官	管 運 1 統 括	迎 義典	王子・管運1・統括官
藤代 泰久	四谷・管運4・統括官	管 運 2 統 括	山本 隆司	千葉東・管運4・上席
木本 幹崇	千葉東・納税専門・納税専門官	管 運 3 統 括	山本 和三	国税庁
須磨 健司	木更津・総務・課長	徴 収 1 統 括	大重 仁志	西新井・徴収1・統括官
鶴本 敏一	局調三・統調官・主査	徴 収 2 統 括	添田 康幸	千葉南・徴収2・統括官
佐藤 憲義	足立・特官所得・特調官	個 人 1 統 括	西村 昇	局課一・個人課税・主査
永田 正範	麻布・法人11・統括官	個 人 3 統 括	木村 友美	国税庁
後庵 興一	国税庁	個 人 4 統 括	富澤 健男	杉並・個人・連絡調整官
齋藤 一夫	木更津・個人3・統括官	個 人 5 統 括	青木 敏江	千葉東・税務広報官
梅澤 保則	芝・特官総合・連絡調整官	個 人 連 調 官	湯澤 一憲	豊島・個人・連絡調整官
中林 善明	退職	資 産 2 統 括	三枝 正喜	芝・資産2・統括官
園田 伸一	松戸・法人1・統括官	法 人 1 統 括	宮崎 修	局査察・査察総1・査情管官
山田 義則	江戸川北・法人2・統括官	法 人 2 統 括	越智真一郎	東金・法人3・統括官
江崎さおり	渋谷・法人7・統括官	法 人 3 統 括	友野 広	立川・税務広報官
高木 智浩	局課二・消費・連絡調整官	法 人 5 統 括	長谷川善之	麴町・特官法人・連絡調整官
遠藤 康宏	局課二・料調1・主査	課 長 補 佐	口田 祐介	局査察・査察35・査察官
横田 淳	局調四・統調官・調査官	会 計 係 長	羽鳥 真登	江戸川南・総務・主任



## 旅行特集



### 支部旅行に参加しよう！

増永 親治

恥ずかしながら頻尿気味の私にとってバス旅行は大の苦手でしたが、厚生部員となりトイレ付きのバスでもあることから参加することにしました。

発車して間もなくガイドさんがビールを配り終わるや否やさっそく酒宴が始まりました。

その賑やかなこと。そのテンションが旅行期間中ずっとキープされたのには大変驚かされました。

しかも強いラグビーチームのように離合集散が誠に見事で、職業柄か日頃から正確な数字を求める几帳面さが垣間見られ、出発時間は厳守でガイドさん、添乗員さんとも終始ご機嫌でした。

今度の旅行で最も印象深かったのは、2日目の筑波宇宙センターでした。

国際宇宙ステーション「きぼう」の運用管制室では、各国の管制室と連携して同ステーションの姿勢制御、実験装置の監視などの作業が行われているとのことでした。

この管制室を窓越しに見学させてくれたのですが、そこで働く技術者はいずれも30歳前後の若者で、しかも主任技術者は中央にいた女性でした。

目の前にいる優秀で若い技術者達がかこれからの日本を支えてくれるのだと思うと、とてもうれしくなり泣きそうになりました。俺も年か。

最後に自分も厚生部員なので言うのも何です



が、大田川部長や若手部員の旅行計画から実施まで実にそつが無く、見所もたくさん旅行でした。

こんな楽しい旅行ですので一人でも多くの会員の皆様に参加してほしいと思います。

### 支部旅行に参加して

関 雅一

平成29年7月9、10日の支部旅行に初めて参加させていただきました。厚生部長の大田川会員から「参加者を30名にしたいくて、今29名参加なのですが、いかがですか？」と誘われ、参加することになりました。最終的には31名の参加でした。

今年の行き先は茨城県です。1日目は、牛久大仏の見学・シャトーカミヤの散策とバーベキュー・霞ヶ浦遊覧船という日程でした。印象に残ったのは牛久大仏です。高速道路から見たことはあったのですが、行くのは初めてで、1995年に立像されたということで、とても綺麗であり、エレベーターで展望台に行くのはテーマパークのアトラクションのような感じでした。ホテルに着いて、少しゆっくりしてから宴会の始まりです。宴会の中では恒例のカラオケ大会があり、くじに当たった私が歌うことになりましたが、5人中4位という成績に終わり、とても残念でした。

2日目は、袋田の滝の見学・那珂湊での昼食と買い物・筑波宇宙センターの見学という日程でした。日本三名瀑である袋田の滝は、思っていたより水量は控え目でしたが、真夏の青々とした木々の中にある滝は美しい景色でした。

普段の会務や研修などでは、ゆっくり話をする機会もありませんが、バスの中でのビールを飲みながらの会話、宴会や二次会での楽しい時間を一緒に過ごすことはとても貴重なものでした。最後になりますが、このような楽しい旅行を企画していただいた厚生部の皆様、ありがとうございました。そしてまた来年もよろしくお願いいたします。



# 旅行特集

## 旅行追想

佐野 祐二

朝 4 時半新聞配達バイク音で目覚めてしまい、子供の頃の遠足前夜を想い重ねつつ起床。集合場所に定刻よりかなり早く到着する。参加者 31 名でバス内はサロン席ともにゆったりした感じでほどよい。バスガイドと添乗員の女性二人は二日間終始明るくよく動きとても楽しく過ごせました。バスが出発すると直ちに飲物とおつまみが配られ早くもサロン席は賑やかになる。数年前はサロン席は年輩者が多く、高速道に入るまでは談笑程度でした。若手（とは言え皆中年）が多く元気度が増した感じで旅の雰囲気は上々です。バスは圏央道を利用し片側一車線、日曜日で下り線故か渋滞もなく一路牛久へ向かう。牛久大仏は青銅製世界最大高さ 120 m、その前に立ち、改めて実感する。内部の壁面一杯に金色に輝く小仏像が奉納されており信仰の深さが伺われました。シャトーカミヤでの昼食はバーベキュー、飲み放題山盛りの肉類と野菜にびっくり。終わってみればどのテーブルも食べ残しが。明治の大勲位をはじめ著名人が多く来訪したシャトー（電気ブランのメーカーとしても知られている）の記念館を見学、予定どおり名瀑袋田の滝近くのホテルに到着。風呂上がり休憩の後宴会が始まり料理のメニューの多さに驚く。宴たけなわカラオケが始まり旅のしおりに仕組まれた「当り」頁に私も該当。懐メロで蒙御免。

二日目は袋田の滝と那珂湊魚市場、筑波宇宙センター、いずれも訪れたことがあり皆の後について廻る感じでしたが、宇宙センターの庭に横たわる実物大の巨大ロケットは圧巻でした。帰路も無事到着。厚生部の皆様ありがとうございました。



# 租税教室の講師を担当して

## 習志野市立第六中学校

有田 努

今回の租税教室は、中学校での講師を経験いたしました。昨年から続いて 2 回目の教室となりました。2 回目の中学校での租税教室ということもあって幾分落ち着いた気持ちで、また前回からの課題の克服を確認しながら教室に臨むことができました。前回からの主な課題として時間配分がありました。

「税について考える」をメインテーマとしてこのテーマについて 3 つのテーマに沿って説明をしながら、自己紹介・ビデオ視聴・税金クイズなど各項目についてポイントを絞った時間配分の設定をしながら事前に訓練をし、広報部の方と打ち合わせをいたしました。今回の教室は、前回と違って講義形式ではなく「税金クイズ」を取り入れるなど生徒達にも一緒に考えてもらえる内容でしたのでそこに時間を多くとるなどの工夫が必要になりました。幸い、今回の教室は時間通りに進めることができました。また、「税金クイズ」などで生徒達と明るく税金について考えることができました。残念ながら、生徒達には少し難しかったせいか、全問正解者はいませんでした。生徒達は積極的な姿勢で参加してくれたので「税についての作文」で良い作品を作成してくれることを期待しております。

そして生徒達は、選挙年齢までまだ何年かありますが、今回の教室を機会にして税についての自分なりの意見を持ちながら、普段の生活の中で身近に「税金」を感じていただければ幸いです。

最後に、今回の租税教室を企画して下さいました広報部の方々、準備作業をしてくださいました学校関係者の方々、参加してくれた生徒達に深くお礼申し上げます。



# 租税教室を参観して

## 習志野市立第六中学校

山本 朋子

去る7月10日、習志野市立第六中学校に於いて租税教室が開催されました。タイトルは「税について考える」です。担当講師は有田会員。生徒は3年生の60名です。ほとんどの生徒が初めての租税教室です。期末試験を終え、夏休みを控えた生徒たちで教室の雰囲気はとても穏やかでした。

いよいよ講義が始まります。キャラクター「イタクン」の説明から幕が上がりました。講義内容は「税」に関する下記の3つのテーマが中心です。

- ①なぜ税金が必要か
- ②種類・仕組み
- ③国の財政

①に関してほぼ全員が必要と答えていました。今どきの中学生はしっかりしているのですね。自分が中3だった時、税金の意味さえよく分かっていなかったのではないかと思います。

中盤はアニメビデオの時間です。「税金なんてバカバカしくて払ってられん」と酔っぱらって愚痴るサラリーマンが税金のない世界にトリップしてしまう内容です。モグロフクゾウのような人物が登場し、「税金のないパラダイスのような暮らし、心ゆくまでご堪能ください・・・」とアナザーワールドへ連れ去るといった内容です。このアニメのモグロフクゾウは何故かブラックジャックにそっくりでした。税金のない世界は、街はゴミだらけで泥棒が多く徘徊しています。警察は有料で出動なので庶民は呼べずに泣き寝入りです。なかなかシュールで見ごたえのある内容でした。国民が税負担することの大切さがとてもよく伝わりました。

最後は「税を考えるとすることは、『どんな社会で暮らしたいか』を考えることである」ということを伝え幕が閉じました。現在中3の生徒たちはあと数年で選挙権を得ます。この租税教室で学んだことがその1票に活かされるといいなと思いました。

有田会員、貴重な授業をどうもありがとうございました。

## 千葉市立花園中学校

徳永 塁人

7月6日、澤里会員の租税教室の授業に同行しました。

3年生の1～8組と10組を実施することとなりました。生徒数は、合計で300人です。300人も揃うと中学生ながら壮観です。その中で澤里会員は堂々と落ち着いて話をしていました。

最初の質問で「税金は必要か、必要でないか、どちらかに全員手を挙げて下さい」に対する生徒達の反応が、今ひとつだったのを見て「全員参加だよ」の一言で生徒達の緊張が解けたように感じました。それからの「クイズ」ジャンケンの問題にも、全員が参加し、活気に溢れた授業になったと思います。生徒達の顔を一人一人見て話しており、それに応えるように生徒達も皆、熱心に話を聞いていました。

また、授業を終えた後、校長先生との会話の中で『税について考える事』とは、これからの皆さんの未来のために必要な事ですから「今日の話をおうちの方と話し合ってください」と「生徒達に言っていただけますか？」とおっしゃっていたことが印象的でした。

今日の授業は「これからの日本の未来を創る子供達に向けての授業で、その子供達が少しでも税金について興味を持ってもらいたい。そのためにも、少しでも耳を傾けてもらえるよう、楽しい授業にしなければいけない」という思いを感じ取る事ができました。本当にそのとおりでと思います。大変勉強になりました。ありがとうございました。



ネットが便利  
e-Tax  
消費税は期限内に!!

平成 29 年 8 月 8 日

千葉県税理士会  
千葉西支部 制度部

## 平成 31 年度税制改正要望意見書

本書は、千葉西支部会員に対し意見募集を行い、会員より寄せられた意見・要望の中から制度部において意見の集約整理をするとともに、前年の意見書に寄せられた事項についても検討を加えたものである。

なお、本意見書の作成にあたっては、「現代社会に適合した公平な税制を目指すとともに、納税事務の簡素化及び事務負担の軽減を目的とする」を基本方針として取りまとめている。

## 1. 国税通則法・税務行政手続関係

## (1) 取り下げ書の法整備について 新規

「取り下げ書」について所要の法整備をおこない法的な位置付けを明確にするべきである。

## 【理由】

現在、税務署等に対して一旦提出した申告書及び届出書等について、その提出に誤りがあった場合等にその効力を無効としたい場合等に「取り下げ書」なる書類の提出を求められる。しかしながらこの文書に関してはその法的な位置づけが明確でなく、法的安定性に欠けている。また、法定化することで、電子申告に対応して頂きたい。

## (2) 源泉所得税の誤納還付請求の明文化について (国通法 56) 継続

源泉所得税について、誤納付がある場合には誤納還付請求書を提出することによって還付を受けることができることを明文化することによって納税者の権利を明らかにすべきである。

## 2. 国税共通

## (1) 印紙税について 継続

印紙税法の廃止を要望する。

## 3. 所得税関係

## (1) 建物等に対して行われる大規模修繕費の取り扱いについて (所令 7、137) 一部訂正

一定規模以上の大規模修繕費用については、繰延資産として取り扱えるように要望する。

## (2) 親族に対する対価の必要経費の算入について (所法 56、57) 継続

事業者から対価を受ける親族がいる場合の必要経費の特例を改め、生計を一にする親族であっても、これらの者に対して支払う賃借料・報酬等について、その相当額の必要経費の算入を認めるべきである。

## (3) 寡婦(寡夫)控除の見直しについて(所法 2(30)(31)、所法 81、租法 41 の 17) 継続

寡婦控除及び寡夫控除の適用対象者について「配偶者を有しない者のうち、所得 500 万円未満であり、かつ所得 38 万円未満の子を有する者」と改め、控除額を 35 万円に引き上げると共に、特定寡婦については廃止すること。

## (4) 証券取扱い業者等の取り扱う金融商品について 継続

証券取扱い業者が取扱う金融商品について、その課税形態(一般株式、証券投資信託、証券投資信託(海外)(国内)公社債投資信託・雑・総合譲渡等の課税上の取扱い科目)を取引報告書・商品パンフレット等に記載する商品名に併記することを義務付けることを要望する。

## (5) 譲渡所得税における予定申告制度の創設について 継続

不動産等の譲渡等があった場合において、その譲渡日以後申告期限までの間に譲渡所得税及び譲渡住民税について予定申告・予定納税ができる制度を新設すべきである。

## 4. 源泉所得税関係

## (1) 源泉所得税の納付期限の見直しについて (所法 183) 継続

源泉所得税の納付期限について、翌月末日と改めると共に、納期の特例の期限についてもそ

れぞれ 1 月末及び 7 月末と改める。

**(2) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請の提出時期について(所法 217) 継続**

新たに源泉徴収義務者となった法人及び個人については、その提出期限を、設立から 3 月以内もしくは、納期の特例による納期限のいずれか早い日までその提出期限を延長し、かつ、その提出の効果を設立の日又は新たに源泉徴収義務者となった日まで遡及して適用すべきである。

**5. 法人税関係**

**(1) 役員給与の取り扱いについて (法法 34①)**

継続

役員給与について原則損金算入とし、不相当に高額なもののみを損金不算入の対象とすべきである。

**(2) 相当の地代の見直し(法令 137 法通 13-1-2 )**

継続

相当の地代を次の通り改定する。

$$\begin{aligned} & \text{自用地評価額} \times \text{基準年利率(長期)} \\ & + \text{固定資産税額} = \text{年間の相当の地代} \end{aligned}$$

**6. 消費税関係**

**(1) 複数税率の導入に反対する 継続**

納税額の算定にあたり企業側の負担の大きい複数税率の導入に反対する。

**(2) 小規模事業者に係る納税義務の免除について(消法 9-12 の 2) 継続**

全事業者を消費税課税事業者と指定するとともに、小規模事業者に対して、申告不要制度を創設し、事務負担の軽減を図るべきである。

**(3) 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例について (消法 37) 継続**

簡易課税制度選択期間中においても、常に原則課税制度による申告を可能とする制度とすべきである。

**(4) 一括比例配分方式の継続適用義務について(消法 30⑤) 継続**

一括比例配分方式の継続適用義務を廃止すべきである。

**(5) 課税売上割合の計算方法について (消法令 48) 一部訂正**

課税売上割合の算定にあたって、固定資産の

譲渡及び投資性資産の譲渡についても、有価証券の譲渡同様に、その算入に一定の制限をすべきである。

**7. 相続税関係**

**(1) 債務控除について (相法 13) 一部訂正**

債務及び葬儀費用の控除対象者を「相続又は遺贈により財産を取得したすべての者」とすべきである。

**(2) 贈与税の申告期限について(相法 28) 継続**

贈与時から、翌年 3 月 15 日までの間において、贈与税の申告書の提出及び納税手続きを可能とする制度を要望する。

**8. 地方税関係**

**(1) 個人市町村民税における普通徴収制度の納付回数について (地法 320) 継続**

個人市町村民税における普通徴収制度の納付回数を 12 回に拡充する。

**(2) 個人住民税の特別徴収について 継続**

個人住民税の特別徴収に関しては、給与受給者の選択制とすること。

**(3) 固定資産税の非課税の範囲について(地法 348、地令 49 の 15) 継続**

介護保険法等の事業に利用する物件の固定資産税の非課税の範囲について、法人種別要件を撤廃すること。

※紙面の都合上、千葉県税理士会 調査研究部に提出したものの中から、継続のものについては、提案理由を削除し、要約したものである。

## 総務部だより

齊藤 裕介

### <第 2 回幹事会の報告>

8 月 18 日 11 時より、ホテル ザ・マンハッタン 2 階ライブラリーの間に於いて第 2 回幹事会が開催され、以下の 3 つの議決事項につきまして承認されました。

#### 【議決事項】

1. 支部会員の権利の一部停止処分の件
2. 会費免除申請承認の件
3. 第 41 回定期総会の招集日時及び場所決定の件  
(平成 30 年 6 月 13 日(水)に決定しました)

### <行事予定>

#### ○平成 29 年 10 月 10 日(火)

研修会・例会

場所：習志野商工会議所

#### ○平成 29 年 11 月 10 日(金)

幹事会・研修会・例会

場所：習志野商工会議所

#### ○平成 29 年 12 月 20 日(水)

研修会・例会・署との連絡会・忘年会

場所：ホテル ザ・マンハッタン

## 網記監察部だより

酒井 和雄

### 1 網記の保持について

税理士業務の遂行にあたっては、税理士法、日本税理士会連合会会則、千葉県税理士会会則、千葉県税理士会千葉西支部規約等のなかにその規範となるものが定められておりますので、これらの遵守をお願いします。

網記事案にならないために最も重要なことは、会員一人一人が職業倫理に対するモラルの向上を図ることです。

そのためにも網記監察に関する支部研修には積極的な参加をお願いします。

### 2 「非税理士行為」に関する情報の提供について

電話帳、看板、広告等により違反事実を把握したときは、速やかな情報提供をお願いします。

## 経理部だより

菊池 浩

### ○会費の口座振替について

年 2 回払の方は振替日 10 月 27 日の前々営業日 10 月 25 日の午後 3 時まで振替金を口座にご用意ください。実際の期限は金融機関によって異なりますが、前々営業日の午後 3 時までであれば確実です。

現在、個人会員 230 名中 172 名(74.8%)、法人会員 9 法人中 7 法人(77.8%)に口座振替をご利用いただいています。手続きが未了の方におかれましては、振込手数料の負担がなくなる上に口座振替奨励金の控除が受けられること、振込手数料相当額の控除は平成 31 年度を最後に廃止されること、会費受付事務が効率化されることなどを勘案の上、ぜひご利用いただきますようお願い申し上げます。

平成 30 年 4 月から利用される方の申込みも随時受け付けています。印鑑相違、印鑑不鮮明などの書類不備があると修正に 1 ヶ月ほど要することがあるため、年末までを目途として申込みいただければ余裕を持ってお手続きが出来ます。口座振替依頼書を送ってほしい、書き方が不明である等のご連絡は事務局までお願いいたします。

## 厚生部だより

大田川 智子

### <行事予定>

#### ○10 月 4 日(水) 第 3 回支部ゴルフコンペ

場所：総武カントリー 印旛コース

#### ○10 月 13 日(金) 支部対抗ソフトボール大会

場所：稲毛海浜公園野球場

#### ○11 月 9 日(木) 支部対抗テニス大会

場所：エストーレホテルアンドテニスクラブ

(9 月から練習会を実施しています)

#### ○12 月 8 日(金) 囲碁・将棋大会

場所：千葉県税理士会館



## 広報部だより

澤里 忠良

### ○租税教室について

- ・7月6日(木)、千葉市立花園中学校8クラス(317人)を1名の会員で実施。
- ・7月10日(月)、習志野市立第六中学校の4クラス(142人)を2名の会員で実施。

内容は「税金はなぜ必要なのか」「税の種類と仕組み」など「税金のクイズ」を交えて行われました。

担当していただいた会員の皆様、お忙しい中ご協力ありがとうございました。

<実施予定>

- ・10月3日(火)、千葉市立幕張中学校で2クラス、担当会員1名
- ・10月5日(木)、千葉県立八千代東高等学校で5クラス、担当会員5名
- ・12月15日(金)、千葉市立打瀬小学校で4クラス、担当会員4名

### ○原稿依頼について

まだ気が早いかも知れませんが、来年の1月号は“戌”年生まれ新年雑感号となりますので、“戌”年生まれの方は、原稿依頼が届きましたらよろしくお願いいたします。

会員の皆様のご協力をお願いいたします。

### 「会報バックナンバー」を設置

日頃は、広報活動にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成29年9月15日(金)より、当支部のホームページにあらたに「会報バックナンバー」を掲載いたしました。

どうかご利用いただきたいと存じます。

「会報バックナンバー」へは、会員税理士専用ページ(ID、パスワードが必要)に入ってください「会報バックナンバー」をクリックして下さい。

※会員税理士専用ページのID、パスワードが不明な方は事務局にご連絡下さい。

## 続・ちやうどの掲示板

### 分割協議書

税理士が受任する相続税は、本来遺族による遺産分割が確定し、作成された分割協議書に基づいてスタートします。

現実には、遺族が相続に関する理解が多くない状態で税理士の事務所を紹介されて相談に来ることからスタートするのが実情です。

税理士は、相続実務において遺族の皆さんへ相続に関する民法の制度を説明とともに相続税の内容を丁寧に説明し、正しい申告に努めているところです。

ここで注意したいのは、被相続人の財産調査により確定したことを受けた後の遺産の分割との関わりです。

税理士は、相続税に関する相談、申告書の作成及びその税務代理が業務であって、そのために必要な資料の提供は行いますが、遺産分割協議への参加、指導、協議書の作成は、税理士業務ではありません。

遺族の皆さんには、その業務の範囲を理解していただき、税理士はそのサポートをしていくこととなります。

ここで一つ、遺族の皆さんに説明していただきたいのは、銀行預金や有価証券の相続による名義変更のための書類の件です。

すべての事項を記載してある遺産分割協議書をそのまま各金融機関、証券会社へ提出したため、A銀行の担当者がB銀行の預金を当行へ移していただだけませんかと勧誘に来る。同じことがB銀行、C銀行からあり、また証券会社からも新規契約と株式移動の勧誘が行われ、遺族が困惑していることを聞きます。

そこで、遺族の皆さんへは、金融機関ごと、証券会社ごとに遺産分割協議書を作成して、これをそれぞれ提出することで名義変更とその後のゴタゴタを回避することができるので、これをぜひオススメいただきたい。

(千葉県税理士会千葉西支部特別会員 岩下忠吾)



シャトーカミヤ



宇宙飛行士になりきっているふたり!!



袋田の滝



北海道・美瑛 青い池

## 会員の異動

### ○新入会員



中 林 善 明

29 年 8 月 24 日 (新規入会)

昭和 45 年 1 月 6 日生

習志野市津田沼 4 - 8 - 16

中林ビル 2 F

TEL 047 - 419 - 5697

趣味 筋トレ、読書



廣 瀬 大 典

29 年 8 月 24 日 (新規入会)

昭和 56 年 2 月 27 日生

習志野市鷺沼 4 - 13 - 4

TEL 047 - 406 - 3634

趣味 歴史小説

(司馬遼太郎、宮城谷昌光)

### ○退会会員

中 川 榮 三 29 年 9 月 4 日 (死亡退会)

岩 井 信 子 29 年 9 月 30 日 (業務廃止)

高 山 純 29 年 9 月 30 日 (業務廃止)

### ○電話番号変更

宇 野 憲 之 TEL 047 - 767 - 5981

### 訃 報

●中川榮三会員 (享年 75 歳)

平成 29 年 9 月 4 日ご逝去

●福田繁男会員ご尊父

福田敏雄様 (享年 87 歳)

平成 29 年 7 月 19 日ご逝去

慎んでご冥福をお祈り申し上げます。

## 編集後記

40周年記念誌が皆様に届けられてから4ヶ月が経過しましたがご一読していただきましたでしょうか。

広報部が動き始めたのは平成28年7月7日に表紙・発刊のご挨拶・歴代支部長のレイアウト及び下書き作成からです。7月9日に目次以降のレイアウト及び下書き作成。7月11日に役員名簿及び物故会員名簿作成。以降延々と作業をしておりました。

7月12日には中谷会員が「10年間の世相」を作成してくれました。

9月5日に前回と同様の支部位置図を作成しましたが却下されてしまいました。作り直すもまた却下。作り直すもまただめで……。位置図に1週間も費やしました。(やれやれ!!)

何か新しい企画を入れたくて、土日を利用して千葉県税理士会、千葉西税務署、千葉西県税事務所、区役所(花見川・美浜・稲毛)、市役所(習志野・八千代)、千葉西青色申告会、千葉西法人会の写真を撮りに行きましたが、最終段階で首を横に振られてしまい却下され激沈。実らぬ努力となりました。

10月17日には澤里会員が会員投稿一覧を作成してくれました。

11月7日には山田会員に写真の提供をしてもらいましたが、故若林会員の撮影した写真は事務局のキャビネットの段ボールの中にぎっしりと詰まっております。探すのが一苦勞でした。箱を全部見ても見つけれず、再度見ても見つけれず、3度目でやっとなんとかほぼ揃った(会員に提供していただいた写真もあります)という感じでした。1番初めの事務局の写真を見つけたときは嬉しかったです。今回の事務局移転の時に写真の一部を捨てようかとも思いましたが、捨てなくて良かったです。

平成29年2月13日臨時広報部会を開催し、会員投稿及び座談会の読み合わせをしました。座談会の途中までしかできず、残り祝辞は部員の方々にお持ち帰りしていただき、後はメール(一部郵送)でのやり取りとなりました。30周年記念誌の時は部会を何度か開催しておりましたが、時期的に大変だと思い、今回はメールにしてみました。

会員の皆様にお渡ししたファイルですが、当初記念誌と同色を選択したのですが、途中で「品切れ」との連絡があり、6月15日の記念式典までには揃うとのことでしたが、記念誌と同時に発送が出来ないと送料が高なってしまうと思い、安全策で少し濃い目の色を選んだのですが、やはり心残りです。(残念!!)

全体として動き始めた時期は前回より遅かったのですが、発送時期は前回よりも早かったのかなと思います。最終校正後の印刷も予定よりも早く仕上げてもらえたのも影響しているのかなと思います。聞くとところによると「他の仕事を全て止めてやりました」とのことでした。

30周年記念誌作成の中心となった小駒会員と曾根会員の間では、「手伝ってくれとの依頼があったら行かなきゃならないかね?!」という話し合いがされていたらしいのですが、曾根会員は危ない気で見られなかったのか、はたまた手伝うのが嫌だったのか、完成を待たずに逝ってしまわれました。感想をお聞きしたかったのですが、残念です。ご冥福をお祈りいたします。

7月の広報部会の後に津田沼でお疲れ様会を開催しました。残念ながら広報部全員の参加ではありませんでしたが、写真を掲載いたします。少し暗いのでケーキだけの写真も載せておきます。

最後になりましたが、40周年記念誌にご協力していただいた全ての方々にお礼を申し上げます。ありがとうございました。(齋藤麻里子)



(紙面上、長々と書いてしまいました。次回の記念誌の参考になれば幸いです)

# 日税グループは、税理士界ひとすじに おかげさまで45周年！

税理士先生とその関与先様のために様々なご相談にお応えします！

日税グループ

検索

## 税理士事務所サポート

何でもお気軽にご相談ください。

- ・ 税理士顧問料の集金代行
- ・ 税理士業務関連の研修会の運営
- ・ 関与先の事業に係わる集金代行
- ・ 関与先のコンサルティング支援

株式会社日税ビジネスサービス

## 不動産の売買仲介

関与先の不動産案件をご紹介ください。

- ・ 相続・収益物件・物件調査
- ・ 財産評価サポート
- ・ 不動産鑑定評価

株式会社日税不動産情報センター

## 生命保険

- ・ がん保険・医療保険  
(全税共集団取扱保険料適用)
- ・ 生命保険コンサルティング

株式会社共栄会保険代行

## 生命保険・損害保険

- ・ 団体所得補償保険  
(全税共団体割引適用)
- ・ 生命保険コンサルティング

株式会社日税サービス



税理士とその関与先のために



日税グループ



株式会社日税ビジネスサービス

0120-155-551



株式会社共栄会保険代行

0120-922-752



株式会社日税不動産情報センター

03-3346-2220

(本社代表)



株式会社日税サービス

0120-312-112

日税グループ本社 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29F